

令和2年第2回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和2年2月7日 午後2時58分  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和2年2月7日 午後2時58分  
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和2年2月7日 午後3時46分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次、  
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 5号 農地法第5条の規定による許可の取消について

報告第 6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第 7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第 3号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 4号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：では、よろしいですか。定刻前ですが、おそろいになられましたので始めたいと思います。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。署名委員には、4番委員の砥綿さん、それから6番委員の永田さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従い審議を行いますので、お手元に配付いたしておりました資料をよろしくお願ひします。

それでは、早速行きます。1ページをおあげください。

農地法第5条の規定による許可の取り消しに関する件を報告いたします。

報告第5号、議案書のとおり許可の取り消しが1件あります。本件について、事務局のほうで説明をよろしくお願ひします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

申請人、小郡市□□、□□。相手方、□□、□□。申請地、□□。地積、畑35平米、合計35平米。申請内容、転用目的、進入路。契約内容、贈与。構造規模、切り土、階段設置。取り消しの理由は、進入路として使用しないとしたためということでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はございませんでしょうか。

(なし)

○議長：では、質疑なしということで、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、2ページをおあげください。農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第6号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局のほうで説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑222平米、合計222平米。転用目的、自己住宅。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年2月1日から令和2年4月30日まで。開発許可の要否は不要でございます。受付月日、令和2年1月6日。

番号2番。筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑171平米、合計171平米です。転用目的は駐車場。構造規模は砂利敷。工事期間、令和2年1月20日から令和2年2月20日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日は、令和2年1月7日。

番号3番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田1,441平米、仮換地1,177平米、合計1,441平米です。転用目的は共同住宅。構造規模、鉄筋コンクリート造5階建て。工事

期間、令和2年4月1日から令和2年11月30日まで。開発許可の要否は、市整備要綱該当です。受付月日、令和2年1月8日です。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをおあけください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第7号、議案書のとおり農地の転用届出が5件あります。事務局のほうで説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田592平米、合計592平米です。届出内容、転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年2月1日から令和2年4月1日までです。開発許可の要否は、市整備要綱該当。受付月日は、令和元年12月24日。

番号2番。譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田1,467平米、合計1,467平米。転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年3月1日から令和2年9月1日まで。開発許可の要否は、県開発許可該当です。受付月日、令和元年12月26日。

番号3番。筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑551平米、合計551平米。転用目的は自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年3月1日から令和2年10月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年1月8日です。

番号4番。譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田228平米、合計228平米。転用目的は建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年2月15日から令和2年3月15日までです。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年1月23日。

次のページです。番号5番。譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田162平米、合計162平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年2月15日から令和2年3月15日までです。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年1月23日。

以上です。

○議長：ありがとうございました。ただいま転用届が5件ございました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員：番号3番の□□さんのところですけど、面積が551平米で開発許可の要否が不要となっています。番号1番は592平米で市整備要綱該当で、番号3番は550平米で開発許可の要否が不要となっているんですが、開発許可は要らないのですか。

○事務局：3番の申請は、自己住宅、みずからの居宅を建てるということで、これについては市の整備要綱に該当しないものです。そして、1番については、宅地を分譲しているものであり、その戸数、画地割に応じて市の整備要綱に該当しているものでございます。

○議長：よろしいですか。

○委員：ちょっとわからない。自分の家で、畑から転用する分には開発許可がかからないということですか。

○事務局：4条でも5条でも、自分の土地に自分の家を建てるために売買とかをする分とか、自分の畑を転用する分については、要綱に該当しない。市街化区域内であればですね。

○委員：そうですか。はい、わかりました。

○議長：この場合は、住所が違うけど子供さんか何かになるんですか、売買になってますけど。

○事務局：いえ、お名前が違うので多分、申請人とは……。近くに住んである方が、多分そこがというところだったんだと思います。

○議長：では、よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、質疑なし、あとはありませんということで、以上で本件に関する報告を終わります。

5ページをおあげください。議案第3号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員、2番委員の□□さん、説明をお願いいたします。

○委員：番号1。譲受人、小郡市、これは何と読むんですか。

○事務局：□□。

○委員：□□、□□。譲渡人、三養基郡基山町□□、□□。申請地の表示、□□ほか2筆。地積、田1万1,285、合計1万1,285。申請理由、それから契約内容ですけれども、相手方要望、売買です。ここは3筆じゃなかったですか。

○事務局：3筆です。合計3筆。

○委員：ああ、外2筆で。

○事務局：外2筆、はい。

○委員：それで、これは2019年の11月19日に現地調査をやったところで、3条のままするという話を聞いております。転用はしないということを知っております。トラクターを何か1台置いておくという話でした。

次のページを見てもらうとわかりますけれども、一番右側の上から、これは苗をつくってあったところで、そのまま田んぼを……、水稲とかつくってなかったですね。それから、一番大きいところの左端は、棚田みたいになっていまして、あんまりつくっているような感じはないです。そして、これとその上側の分は、この前、土砂崩れで相当崩れています。だから、現況のではちょっとわからないかもわかりません。一番右の分についてはまだ平地ですので、開発しようと思えば開発できます。

○委員：□□さん、これも放棄地でしょう。

○委員：そうそう。

○委員：放棄地を売買されているのなら、放棄地をどうこうされるんですか。放棄地は何か活用されるんですか。

○委員：これは放棄地でしょうけど、これを何か売るという話ですね。

○委員：いや、買う人は何か活用されるんですか。

○委員：いや、現況のままと言っていましたよ。現況のまま田んぼをつくるとか言っていましたけど、どうなのかちょっとわからない。

○委員：農業する気で買うのか、買わないのかね。

○委員：多分、見た範囲では、ないかわからないですね。

○委員：結構ここは荒れていたもんね。

○委員：一番右の色を塗ってあるところの下側、このところが川になっています。

○議長：先に事務局からちょっと補足してもらいましょうかね。

○事務局：事務局より補足ということで説明をさせていただきます。

内容は□□委員が説明いただいたとおりでございまして、場所は、位置図にもありますとおり、近くに□□がございまして。西約500メートル付近に位置する農地でございまして、3カ所ございまして。

農地法3条の要件というので確認をさせていただきますと、現在、譲り受けられる方の耕作状況は、自作地として田んぼが486平米、畑4,035平米、合計で4,521平米、現在耕作をされていらっしゃる方でございまして。農機具はトラクター1台、田植え機2台、コンバイン1台、軽トラク1台を保有をされていらっしゃる。農作業歴も40年ということ。従事者としては、本人それから奥さん、お二人で年間約150日の従事をされていらっしゃるということで申請が上が

っております。譲受人の方は小郡市のほうに在住されておまして、通作距離としては約10キロ、車で約20分ほどかかるということです。先ほど話がありましたとおり、トラクターは農地のほうに保管するというので申請が上がっております。

申請地については、作付予定としては、水稻、それから大豆ということで、作付をされる予定ということでございました。地域の水利調達に関しては協力し、農薬等に関しても地域の基準に従いますと。それから、地域で定期的に行われている除草作業といったものは協力しますということでの申請でございました。

補足は以上です。

○委員：小郡の□□から□□まで水稻をつくりに行かれるんですか、トラクターに乗って。

○委員：いや、だからトラクターは置いておく。

○委員：置いとくって。だけど、□□も田んぼ持ちだから、両方持つてあるんですか、2台も3台も。

○委員：それは聞いてない。置いときますという話です。

○委員：事務局、今、県の指導では大体、今高速道路もできているから、10キロ要件、30キロ要件よりも時間で、県内はほとんど売買ができるというようなことを耳にしたんですけど、そこは問題ないでしょう。

○事務局：今、□□委員が言われたとおり、昔は通作距離というのが非常に大きな要素でございまして、歩いての基準で大体1時間から1時間半以内でというようなところを目安にされていた部分がありますけど、近年、道路状況、それから鉄道状況も発達しておりますので、現時点においては通作距離についての明確な基準というのはもう設けてない状態です。それぞれの実情に応じて判断をしてほしいというふうになっておるところです。だから、極端な話、20キロ離れていても30キロ離れていても、高速道路で1時間で来るよという話であれば、それを認めるか認めないかは、皆さん方の御意見を踏まえて判断していただくというような流れになっておるものでございます。

それと、補足ですけれども、譲渡人が近年ちょっと体調を崩されておるというふうに聞いております。現状で言うと少し荒れた状態になって、農地自体は耕作自体がなかなか難しかったと、譲渡人の現状はそういうふう聞いております。そこを買って、譲受人のほうで水稻作をやっていく、あと大豆も植えるというふう聞いております。

○委員：4反半、4反5畝ぐらいの百姓をしているのに、大豆を植えるとか考えられないけれどもですね。

○委員：1町植える。

○事務局：恐らくは、推測ですけど、米が中心になるんだろうとは思いますが。

○委員：大百姓ならわかるけれども、4反5畝ぐらいの百姓をしていて大豆を植えるとか、常識的には考えられないですね。

○事務局：大豆はなかなか難しかろうとは思いますが、

○議長：ほか御意見ございませんか。状況が状況で、相当山奥まで入っております。ございませんか。決をとってようございましょうか。何かあれば、どうぞ。

○委員：水利はあるんですか、水は。

○議長：ここを見ていただくとわかると思いますが、佐賀県境がすぐ上にあるんですよ。山上というか、一番上のほうですね。

○委員：イノシシが出てきましょね。

○議長：恐らくおるでしょうね。

○事務局：イノシシ対策は必要だろうと思います。

水については、ここは昔から、水がちょっと多いところと言ったらおかしいですけど、谷に水が結構流れておりますので、水については問題がないだろうとは思っております。

先ほど壊れていたというのが、6ページの図面を見ていただいて、「当該地」と書いてある下にある養鶏場から一番近いところ、この図面で言うと、このまま見ていただくと西側になるところが大きく山腹崩壊したところで、そこは今、農地自体に被害は出てない状況です、上の山は崩れていますけど。

○議長：ほかに御意見は。どうぞ。

○委員：今は耕作放棄地という現状で。今の状態はもう耕作放棄地になっているということで、まずいいんですかね。

○事務局：そうですね、先ほどお話ししたとおり、チェックは……。

○委員：現場のチェックは要るじゃないですか。

○事務局：譲渡人のほうが体調がすぐれなかったということで。

○委員：耕作放棄地であると、現在は。

○事務局：はい。

○委員：それがまず1点と、この□□さんの年齢と、後継者はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○事務局：□□さんの御年齢は、63歳です。

○委員：後継者はいらっしゃるんですか。

○事務局：専業農家ではありませんので、今、後継がどうなっているのかというのは……。

○委員：聞いていない。

○事務局：わからない状態ですね。

○委員：63歳という年齢からして、私も年齢はいつておりますが、結構きついことなので。あとは、やっぱり後継がないとまた耕作放棄地になるような地域ですので、その辺だけはちょっと頭に入れとかないといけないかなと思いました。また荒れたら意味がないからですね。

以上です。

○議長：ほかにはございませんか。それでは、採決させてもらってようございましょうか。御意見ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見を出していただきまして、一応終わりましたので、これより採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：全員賛成と認めます。御異議なしと認めまして、よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

あと、私からですが、大変でしょうけれども買われる方にもその辺をじっくりお話をよろしくお願いいたします。

○事務局：わかりました。

○議長：それでは、7ページをおあげください。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□番委員の□□委員さん、御説明をよろしく申し上げます。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか1名。申請地の表示、□□。地積、田399平米、合計399平米。申請内容、転用目的、農家住宅。契約内容、使用貸借。構造規模、木造平屋建て。工事期間、令和2年4月1日から令和2年12月1日。審議事項、農地の区分、第三種。資金の内訳、借入100%。建蔽率、28.85%。開発許可、不要。用排水処理、条件つき。都市計画区域、市街化調整区域。

1月10日に、推進委員であります□□さんと現場立ち会いをしております。今回は、□□さんが父親で、□□さんが長男になります。

○委員：違う、反対。□□が息子。

○委員：ああ、そうか、うそを言いました。□□さんが息子で、譲渡人の□□さんと、外1名というのは奥さんです。失礼しました。

農地区分が第三種の地域でございます。学校それから病院等がある地域で、□□さん自身が米

をつくって、トラクターも持っておられるような現状です。

8ページに地図がございますが、8ページの真ん中ほどに「当該地」というのがありますが、その右上のほうに「□□コミュニティセンター」がございまして、□□、それから□□のほうに行く道路沿いのところでございます。8-1というのが次のページにあり、地番がそこに書いてございますけど、ど真ん中が当該地で、右上の「□□」というところがコミュニティセンターになります。

今回について、契約内容は使用貸借ということで、親父が息子に建物を建てさせる許可はするけど、土地についてはそのまま維持するというところでございます。長年そこは農地でございましたので、今回この申請が行われておるような現状でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。事務局のほうから追加説明をお願いします。

○事務局：若干補足させていただきたいと思います。

内容は□□委員が説明したとおりでございまして、今回の申請理由ですけれども、譲受人の息子さん、□□さんが、現在、奥さんと子供さんの3人でアパート暮らしをされてあって、やはり子供さんが大きくなって手狭になったということで両親に相談したところ、土地を提供していただくということで、今回申請地に農家住宅を建設するというものでございます。

工事につきましては、借り入れということで金融機関の融資証明書で確認をさせていただいております。

周囲への被害防除ですけれども、周囲をブロックで囲みまして、隣接地に被害を及ぼさないようにしており、隣接の承諾書につきましては、条件は付されておりませんでした。

水利承諾書につきましては、最新の注意を払って農業用水路に支障がないように管理を行うことということで条件が付されておったところです。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

じゃあ、本件に対しまして質疑、意見のある方はよろしくをお願いします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：全員賛成と認め、この案件につきましては原案のとおり可決することといたします。

それでは、同じページの2番に移ります。

2番について、地区担当委員であります〇番委員の〇〇委員さん、説明をお願いいたします。

○委員：2番。譲受人、筑紫野市〇〇、〇〇。譲渡人、福岡市〇〇、〇〇ほか1名。申請地の表示、〇〇。地積、畑341平米。申請内容、転用目的、貸駐車場。契約内容、売買。構造規模、現況のまま利用。工事期間、施工済み。審議事項、農地の区分、第三種。資金の内訳なし。建蔽率なし。開発許可、不要。用排水処理、条件つき。これは水利実行組合長さんのほうで、自然流出で側溝のほうに流すようにしておりますということです。それから、都市計画区域、市街化調整区域となっております。

これが、無断で農地を駐車場に使われておりました。すごい昔のことで、おわび状が始末書ということで来ております。相続人の方がいらっしゃって、〇〇の土地の農地がありますが、農地法について十分な理解をしておらず、権利原因、昭和48年5月21日時効取得して、所有者が、筑紫野市〇〇、〇〇氏です。今は亡くなられていらっしゃって、平成15年ごろから、トラック、普通車、軽の駐車場として利用され、現在に至っております。その後、平成20年6月24日相続し、このような違法行為のないよう農地法をしっかり守っていきたいと思っております。今後の農地法第5条申請について受理いただきますようお願いいたしますというおわび状がついてきました。

ところで、〇〇を最初にお買われた方は〇〇さんという方で、その後、奥さんが亡くなられ、平成20年1月11日と20年6月11日に子供さんが相続されました。二人で、お母さんが相続されて、その後、子供さんが相続されました。それで、そのときに違反ということがわかって、固定資産公課証明書もついております。雑種地というところで申請されているそうです。それから、駐車場以外には何も使いませんということで申請がっております。

これは〇〇さんと二人で見に行きました。ずっと前からされていたということで、隣との境界もきちんとブロックがされて、騒音にも気を使われています。それから、草刈りは年に3回ほどしていますということで、ちょうど冬でしたので、まだ草は伸びておりませんでした。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。事務局から追加説明をお願いします。

○事務局：この説明については、ほぼ〇〇委員が説明いただいたとおりでございます。

今回の申請ですけれども、譲渡人のお父さん、〇〇さんが平成15年ごろから、説明がありましており駐車場として利用されており、現況としては雑種地ということで課税されているということで、今回は事後的な申請になっているというところでございます。

水利承諾につきましても、駐車場以外、現況以外には使用しないことという条件が付されている状況です。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。ただいまの案件につきまして……。

○事務局：申しわけございません、1件修正を。先ほどの□□様の件です。転用目的が「貸駐車場」となっておりましたが、訂正で、「有料駐車場」ということで修正を、済みません、申しわけございません、よろしくお願いいたします。

○議長：転用目的のところを書き直してください。

○事務局：転用目的が、有料駐車場です。

○議長：有料駐車場ですね。

それでは、この案件に対する質疑、御意見等ありましたらお願いします。ございませんか。

(なし)

○議長：説明があつておりますし、内容に御理解いただいたということで、本件に対する質疑がないということで、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。御異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、あとは農政議案になりますので、先のほうをあけてください。地図が終わりましたところのページです。よろしいですか。

農政議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の御説明をよろしくお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、3,687平米。農振区分は農用地でございます。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡しの時期については、いずれも令和2年2月25日となっております。

本件は、1筆の3,687平米の売買でございます。今後あつせんを行いまして、新たな担い手に集約を行っていくものになります。

説明は以上です。

○議長：本件に対する質疑、御意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願い

いたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、次のページをおあけください。

農政議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号3-1-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、株式会社□□。住所、朝倉郡筑前町□□。所在地、□□。地目、畑。面積、868平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、野菜。期間につきましては、令和2年2月11日から令和4年11月10日の約3年間となっております。賃借料につきましては、10アール当たり1万円となっております。

以降につきましては、事前にお配りしておりましたので、お読み取りいただければと思います。

合計で2件、筆数といたしましては4筆の7,007平米の利用権設定の件でございます。

説明は以上になります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。ありがとうございました。

どうぞ。

○事務局：済みません、失礼します。最初にお話ししとけばよかったんですが、皆様のお手元のほうに、前回の第1回のレジュメとございますか、議題を載せている分がございます。第1回定例会の審議事項、1枚物ですが、済みません、前回お渡し分の差しかえということです。内容は特に変わっていません。変わっているのは、号数が変わっております。前回第1回ですから、取り直しということでさせていただいております。大変御迷惑をかけますが差しかえのほどをよろしくをお願いいたします。

以上です。

○事務局：これに伴って、議案書のほうの番号も全部この番号に変わりますので。

○事務局：済みません、ありがとうございました。

○議長：それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第2回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまです。